

## 出席停止について（通知）

学校保健安全法第19条により、下記の感染症に罹患した場合は、出席停止となります。学校医または主治医により、該当の感染症と診断された場合は、速やかに担任に連絡をし、学校医又は主治医が指示する期間、登校しないようお願いいたします。

治癒後、「届出書・治療報告書」と受診した医療機関の「診療報酬明細書」等及び薬局の「調剤報酬明細書」等のコピーを担任にご提出ください。

なお、出席停止期間は欠席にはなりません。

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹がカ痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで